

医療勤務環境改善マネジメントシステム導入支援事業実施要領

1. 目的

医療機関が PDCA サイクルを実施して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を導入するために支援を行うことで、医療従事者の勤務環境の改善を図ることを目的とします。また、本事業による支援を受けた医療機関がその後、自主的に取り組める環境を整備し医療の質の向上及び経営の改善を図ることを目的とします。

2. 実施主体

大阪府医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）

3. 支援対象となる医療機関

支援の対象となる医療機関は、本要領に基づき、勤務環境改善マネジメントシステムを導入し、勤務環境改善に取り組む意欲のある大阪府内の医療機関とします。

4. 支援内容

- ① 勤改センターから医業経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という）を医療機関へ派遣し、「勤務環境改善マネジメントシステム」の導入、同システムを活用して課題を解決するための体制の整備、現状分析、改善計画の策定等支援を行います。
- ② 具体的な到達点については相談のうえ決定します。

5. 費用

アドバイザーの派遣に係る費用は無料です。

6. 派遣回数

医療機関に対する支援は、原則として月1回程度とし、全5～6回とします。なお、派遣回数は、取組の内容・状況等により相談のうえ決定します。

7. 支援の流れ

1) 支援の申込期限

本事業による支援を希望する医療機関は、必ず管理者の同意を得たうえで、別紙1（申込書）を勤改センターに提出してください。

2) 医療機関の決定

申込を受理した勤改センターは、内容を迅速に協議し、支援する医療機関を決定します。

8. その他

- 1) 支援を受けた医療機関は、本事業で実施した取組内容について、勤改センターが行う次の事業

に協力をお願いすることがあります。

- ① 報告書の作成
- ② 研修会等の発表
- ③ 勤改センターのホームページ等での紹介

- 2) 本事業による取組の主体は医療機関であり、アドバイザーは補佐的な立場です。このため、支援を受ける医療機関は、アドバイザーのアドバイス等を参考に、自主的・積極的に考えて取り組んでください。
- 3) 医療機関の管理者と各職員が前項のことを十分に理解し、共通の目的をもって取り組まなければよい成果を得ることが難しいと考えます。本事業に選択された場合は、貴医療機関での職員の意識の醸成を図ってください。

※ 本支援事業において勤改センターが知り得た個人情報、支援事業に関わる諸連絡のためのみ利用させていただき、その他の用途には一切利用いたしません。